

## 国民健康保険の届け出は忘れずに

卒業・就職・退職などで健康保険の変更があるときは、14日以内に届け出が必要です。届出の際には、届出人の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証など）とマイナンバーが確認できる書類を用意し、保険医療課医療保険年金係、または各支所に届け出てください。別世帯の人が代理で手続きをする場合は、世帯主からの委任状が必要です。

その他、必要な書類は下記のとおりです。

### 国民健康保険に加入するとき

#### ■ 社会保険等をやめたとき (扶養を外れたときも含む)

##### 必要書類

- ・社会保険等をやめたことが分かる証明書

#### ■ 安芸高田市に転入したとき (転入前が国民健康保険の場合)

##### 必要書類

- ・転出証明書(お持ちの方のみ)

#### 注意! 届け出が遅くなると・・・

国民健康保険の加入日は、届け出た日ではなく、前の社会保険等の資格がなくなった日です。届け出が遅くなれば、保険税もその分さかのぼって課税されるため、1回当たりの負担が大きくなる場合があります。

### 国民健康保険をやめるとき

#### ■ 社会保険等に加入したとき (扶養になったときも含む)

##### 必要書類

- ・国民健康保険証
- ・社会保険等の保険証(コピー可)

#### ■ 安芸高田市から転出するとき

##### 必要書類

- ・国民健康保険証

#### 注意! 届け出が遅くなると・・・

保険税が課税され続け、社会保険等と二重に支払いをしてしまうこともあります。  
※誤って国民健康保険証で医療機関等を受診した場合、市が負担している医療費(7割または8割)を返還する必要があります。

## 他の保険への変更中に病院にかかるときは?

変更後の保険証が手元に届いていないときに医療機関等を受診する際には、保険の切り替え手続き中であることを必ず伝えてください。手続き中は、市から交付された国民健康保険証が使えません。

## 修学中の方の国民健康保険証

通学のために、本市から転出して別の住所に住んでいる方は、転出前と同様に本市交付の国民健康保険証が使える場合がありますので、該当する方は届け出てください。

※修学中の方の保険証を交付している世帯へ、修学状況の確認を3月上旬に通知しますので、内容を確認してください。

##### 必要書類等

- ・修学先の学校名、修業年限か学年が確認できるもの(在学証明書や学生証など)
- ・マイナンバーが確認できる書類

※卒業後、引き続き国民健康保険に加入する方は、住民票のある市町村の国民健康保険に加入することになりますので届け出てください。

## 感謝状贈呈

### 多額の寄附を頂きました

いまにし ももたろう  
今西 桃太郎  
山陽通産株式会社  
(山口県岩国市)



#### 企業版ふるさと納税

この寄附金は「安芸高田市の未来につなげるプロジェクト」に活用します。

株式会社サニクリーン中国  
(広島市)



株式会社山陽レック  
(広島市)



※敬称略

## 国民年金のあれこれ

### 退職時の国民年金手続き

退職後に、厚生年金保険が適用されている事業所に再就職する場合は引き続き厚生年金保険に加入することになりますが、それ以外の場合で60歳未満の方は、国民年金加入の手続きが必要です。  
※退職者が扶養していた60歳未満の配偶者も同様に手続きが必要です。

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請し承認を受けることで、保険料納付が免除される場合があります。納付が困難な場合は、必ず保険料免除等を申請してください。

第1号被保険者	国民年金被保険者分類	退職後に、厚生年金保険の適用事業所に再就職しない60歳未満の方
	手続き方法	退職日の翌日から14日以内に離職票など退職したことが分かるもの、年金手帳等の基礎年金番号が分かるものを用意し、年金事務所、または本庁・各支所で手続きをしてください。
第3号被保険者	国民年金被保険者分類	退職後に、「厚生年金保険に加入している被保険者」の扶養になる20歳以上60歳未満の配偶者
	手続き方法	配偶者の勤務している事業所を通じて手続きをしてください。

詳しくは 日本年金機構ホームページ



☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107

☎保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619